

平成 27 年度

学校教育計画

大阪府立北野高等学校

(全日制の課程)

目 次

1	めざす学校像	1
2	学校教育活動の方針	
	(1) 学習指導の方針	1
	(2) 特別活動の方針	4
	(3) 道徳教育及び生徒指導の方針	4
	(4) 進路指導の方針	6
	(5) 人権尊重の教育の方針	7
	(6) 健康管理と指導の方針	8
	(7) 学校組織の運営方針	10
	(8) 教員の研修方針・研修計画	10

1 めざす学校像

本校は、

- ・豊かな個性を持ち、社会と人類の福祉に寄与するに足る人格の育成
- ・真理と正義を愛し、人と人が相互に敬愛するような人格の形成

という教育の目的のため、教師と生徒の相互信頼の上にこれら人間精神の自覚と向上を促成するという理想の実現に努めることを教育の方針として、これまで140年の歴史を刻み、その伝統の中でアカデミックな教育と文武両道を重視した教育を行い、幾多の有為な人材を世に輩出してきた。この質実な校風の伝統と授業第一主義の精神を継承し、引き続き将来の我が国を担うリーダーとして、国際的な視野と高い識見、優れた判断力や創造力を備えた人材を育成するために、これまで培ってきた教育基盤を一層堅固なものとするよう努めていく。このため今後も、「知・心（徳）・体」、つまり高い知力・学力を備え、相手の心を思いやることができるとともに幅広い豊かな教養を持ち、我慢強くやり抜く忍耐力・何事にもチャレンジする体力を育むことを主眼とし、しかもそのいずれかに偏ることのないバランスのとれた人間形成を目指す。

あわせて、これまで以上に公立高校の旗艦校として、これら人間形成の面においても、また進路実現の面においても、高い成果を府民に期待されていることを強く自覚し、公立高校のあるべき姿を示し得るよう独自の学校づくり・学ぶ環境作りに励む。

2 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

各教科は65分授業の効率を高めるよう指導計画の充実を図るとともに自主的・自発的な学習態度の育成に努める。また生徒指導や心の教育にも十分に配慮し、一人ひとりの個性・進路・興味・関心等に応じた学習指導を行う。生徒それぞれの学習到達度に応じた、少人数指導・習熟度別指導を効果的に活用する。

<国語科>

「読む・書く・話す・聞く」という国語教育の四つの目標について、各学年の実態を勘案しながら次のように進める。

- ① 読解力を育成する
論理的思考力や文章に対する感性を養う。
問題点を発見する力や、内容を的確に把握する力を育てる。
- ② 表現力を育成する
書き方・話し方における種々の表現法を身につけさせる。
- ③ 古典に対する興味・関心を高め、理解力を育成する。
イ 古文・漢文に親しむことを通して、古典の意義を理解させる。
ロ 現代語及び現代思想とのつながりについての認識を深めさせる。
- ④ また、文学・芸能に関する図書ならびに視聴覚教材を充実し、その活用を図る。

<社会科>

日本史

- ① 史料を通じて、実証的に歴史を学習する習慣を身につけさせる。
- ② 歴史における発展・進歩の諸相を把握させ、同和問題をはじめとする諸問題を理解する能力を養う。
- ③ 歴史的に著名な人物の伝記に親しませ、その業績を広い視野に立って理解する能力を養う。

世界史

- ① 人類文化発展の諸相を理解させ、歴史的思考力を養う。
- ② 歴史における普遍性と特殊性を理解させる。
- ③ ①・②を通じて、現代世界への認識も深めさせる。
- ④ 史料に対する関心と理解を育てる。

地 理

- ① 地域の比較研究によって世界諸地域の把握と総合的理解を深める。
- ② 自然条件と社会条件から人間活動を理解させるとともに、その歴史的背景も考えさせる。
- ③ 新聞・インターネットの情報などを教材として、新しい動的な地理を理解させ、さらに普遍的なものを併せて理解させる。

現代社会

- ① 現代社会の政治・経済、国際社会のしくみを習得させる。
- ② それらのしくみの、現在における変化や動きを理解させる。
- ③ その上に立って、現代の社会における人間としての生き方を探究させる。

政治・経済

- ① 平和的な国家及び社会の形成者、良識ある主権者として必要な政治、経済、労働関係、社会保障、国際政治に関する初歩的教養をできるだけ系統的に習得させる。
- ② ①の系統的知識を活用する社会科学的な認識能力の育成を期する。
- ③ 教育基本法第一四条第二項の遵守、思想・良心の自由の尊重に留意する。

倫 理

- ① 原典や資料に親しむことによって先哲の諸思想についての基本的事項を理解させる。
- ② 近代から現代に至る人間社会が抱えてきた倫理的諸問題について考察させる。
- ③ その上に立って、現代の社会における人間としての生き方を探求させる。

<数 学 科>

- ① 具体的問題から本質を帰納する論理的思考力の養成につとめる。数学特有の記号や用語を的確に活用する能力を伸ばす。
- ② とくに第3学年では、既習教材の基礎の上に立って応用力の涵養に努める。
- ③ 文理学科理数数学においては教育課程基準を踏まえた上で、発展的な内容も取り扱う。

<理 科>

物 理

- ① 物理学の法則を体系的に理解させ自然現象の観察力を高めさせる。
- ② 自然科学発達の過程を通して社会の発展との関係を理解させる。
- ③ 進路に応じて、適宜、高度な物理学や近代物理学を取り扱う。

化 学

- ① 物質及び化学変化に対して積極的に興味・関心をもち、自ら進んで探究する姿勢を養う。
- ② 化学現象に関わる基本的な概念や原理・法則を理解させるとともに、科学的思考力の育成を図る。
- ③ 生徒実験に重点をおき、実証的な態度をもって実験・観察を計画・実施させ、その結果を適切に処理することができるように指導する。
- ④ 生徒実験が困難なものについても積極的に講義実験を行うようにし、理解及び興味・関心の伸長に努める。

生 物

- ① 生物体の構造と機能についての観察や実験を通じて、科学的方法を理解させる。
- ② 生物や生命現象の総合的考察を通じて、生命の尊厳を認識させる。

地 学

- ① 自然の事物、現象に関する観測や観察を通して、自然を総合的にとらえ、自然を探究する能力を養う。
- ② 自然環境の保全について考える態度を、探究を通して体験的に習得させることに重点を置く。
- ③ 地球や宇宙の誕生から現在に至るまでの変化を地球史としてたどり、未来について予測する力を養う。

<保健体育科>

- ① 1・2年次は、基礎体力の増強と運動技能の向上に重点を置き、3年次には各種スポーツを幅広く体験させ、生涯体育の基礎を培う。
- ② 体力・運動能力などの個人差を考慮し、到達度の低い生徒には個別指導や自由時に補習を行うなど、きめ細かい指導に努める。
- ③ 主運動の前後に行う準備・整理運動の必要性を理解させ、生徒自らが自発的・自主的に行う習慣をつけ、健康・安全に対する実践活動の基礎を養う。
- ④ 施設・用具の整備・拡充に努め、自由時を利用して自主的に体育活動を行う習慣を養い、体育の生活化を推進する。

<芸 術 科>

- ① 創造的な表現力を引き出すよう指導し、個性を豊かなものとする。
- ② 各自の学習経験を通して得た芸術的教養により、生涯に渡って潤いのある生活を営む態度や習慣を養う。
- ③ 実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協同的に探究し、成果等を表現していく力を養う。

<英 語 科>

- ① 英文法・語彙・構文の力を養い、長文読解や英作文に習熟させる。
- ② リスニング・スピーキング技能の向上を通じ、自己表現力・コミュニケーション能力の育成を図る。

<家 庭 科>

生活の主体者としての自立と共生の力の育成に努める。

- ① 自分を知り、自分を大切にする力を育てる。
- ② 生活を創っていくための知識、技能、感性を育てる。
- ③ 人と共に暮らす力を育てる。
- ④ 生活環境、生活文化を創る力を育てる。

<情 報 科>

- ① 情報化社会を生きる上で必要となる知識の習得、技術の習得、モラルを涵養する。
- ② 「情報の発信」に重点をおいた実習を行う。

- ③ 特別研究の「国際情報」においては理科や文科系教科との T.T. で 2 年次の課題研究の基礎的な力を養い、討論やグループ発表の活動を通してコミュニケーション能力やプレゼンテーションの発表能力を高める。

(2) 特別活動の方針

- ① ホームルームは、生徒の自主的な計画をもとに、教員の指導の下に半期ごとの計画表を作成し運営する。
- ② 生徒自治会会則による生徒自治会総会をはじめ、六稜祭その他、生徒自治会の自主的行事を計画的に実施する。
- ③ 部活動については、校内の活動とともに、校外においても合同練習会・対外試合・コンクール・発表会などに参加させる。
- ④ 部活動顧問は、活動の計画・実施を指導し、試合・合宿・研究などに生徒と行動を共にして指導・助言を行う。
- ⑤ 全学年とも、オリエンテーション、学年集会、その他学年を中心とする諸行事を計画的に実行する。

(3) 道徳教育及び生徒指導の方針

全教職員の共通理解に努めるとともに、教職員が一体となって生徒の指導に当たることができるよう生徒指導係と学級担任・教科担任との連携を一層緊密にする。また、個別指導を強化し、緊急の課題にも注目し、問題事象の早期発見と予防に努める。

さらに自治会活動、部活動の活性化を図り、伝統ある自主自律の校風を徹底させる。

<道徳教育>

- ① ホームルーム活動を通じて人間としての望ましい生き方を指導する。
- ② 自律的に基本的な生活習慣や基本的な行動様式の確立ができるように指導する。
- ③ 市民社会のルールを守る実践力の育成に努める。特に、地域社会とのかかわりにおいて、生徒としてのあり方についての自覚を深めさせる。

<個別指導>

- ① カウンセラーとの連携を図り、悩みや迷いをもつ生徒に対してカウンセリングによる援助を行う。さらに自己実現のため、自らを見つめる機会としてのカウンセリングの利用も勧める。
- ② 遅刻・欠席・欠課などの平素の生活態度・行動に留意し、生徒指導資料（個人成績・活動記録・面談記録）や自己理解調査の結果を活用する。遅刻者には「入室許可証」を発行、その履歴の記録や統計を個人及び全体の指導に活用する。
- ③ 経済的に困難な生徒には、奨学金制度の活用、授業料その他の減免措置を講じる。
- ④ 身体的に困難のある生徒には、校医の診断などにより適切な方法を講じ、学習方法については、学級担任はもとより各教科担任も指導に万全を期する。
- ⑤ 教育支援の必要な生徒に対しては校内委員会を設け、個別の教育支援計画のもと 3 年間を見通した計画支援を行う。
- ⑥ その他の個別指導は学級担任を当面の担当者とし、種々の教育活動を活用して教員と生徒間の意思の疎通を図り、常に家庭との連絡を密にする。
- ⑦ 問題の性質によっては、各学年主任・カウンセラーが学級担任を助け、さらには生徒指導主事・教頭・学校長あるいは必要に応じ補導センターその他の専門家の指導を受ける。

- ⑧ 課題を抱えている生徒や留年した生徒に関する新旧学級担任連絡会を年度初めに開くとともに年間を通じて学年会や職員会議において生徒理解に努める。

<集団指導>

- ① 情操教育は、学校教育のすべての分野を通じて行うが、特に、学校行事や部活動を中心にして生活内容を充実させる。
- ② 生徒をホームルーム活動の計画・実施に参画させ、自主性の伸長を図る。また集団での人間関係のあり方を習得させる。
- ③ ホームルーム活動や学校行事、部活動を通じ、職員と生徒間及び生徒相互間の人間関係を深める。
- ④ ホームルーム日誌の毎日の記録を通して、学校や学級の動向、生徒の問題点を把握し、その指導に役立てる。

<ホームルームの年間計画>

4月	前期LHR計画の立案と親睦
5月	前期生徒自治会活動と六稜祭への取組み
6月	学校安全の点検・各クラス独自の計画に基づく実践
7月	夏季休業中の計画と生活指導
9月	各クラス独自の計画に基づく実践と体育大会への取組み
10月	後期生徒自治会活動とLHR計画の立案、遠足の計画・実施
11月	各クラス独自の計画に基づく実践
12月	冬季休業中の計画と生活指導
1月	各クラス独自の計画に基づく実践
2月	各クラス独自の計画に基づく実践

<学校図書館の利用指導>

① 活動の概要

開館日・・・年間約200日、昼休みおよび放課後に開館

各期末考査後および休業中の臨時開館・・・年間約20日

年間図書購入計画・・・約500冊

② 読書指導計画

新入生オリエンテーション	4月
「図書館だより」発行	随時
「図書ニュース」発行	年6回程度
「新着図書紹介」発行	年5回程度
「図書館報」発行	年2回
「北野生に薦める100冊の本」発行	年1回（新入生に配布）
読書感想文全国コンクール応募	9月
読書調査・読書相談	随時
ホームルーム時の読書指導	LHR計画に準ずる

<交通安全教育>

- ① 人命尊重と事故防止を生徒自らの課題としてとらえさせ、ホームルームを利用して常に交通ルールを守るよう指導する。特に登下校時において、正しい交通マナーを身につけさせるよう指導を徹底する。
- ② 自転車通学者の事故防止と迷惑行為の防止について積極的に指導をする。
- ③ 「三ない運動」の趣旨の徹底については保護者との連携を密にして理解と協力を求める。

<国際理解教育>

- ① 人それぞれの生活習慣や考え方や価値観などが同じでないことを理解し、その違いを積極的に認め合い、自らの考え方を柔軟にする大切さを学ぶ機会の提供に努め、以下の事業を展開する。
 - i) 平成 27 年も昨年同様、本校と姉妹校提携を結んでいるケントウッド高校および阿武野高校の姉妹校であるケントレイク高校（ワシントン州シアトル近郊コビントン市）からの訪問団受け入れを第二中間考査終了後（7月5日（日）～12日（日））に実施。ケントウッド高校・ケントレイク高校への教員・生徒派遣（3月末〔10日間程度〕）
 - ii) S G Hの取り組みとしてハワイスタディーツアー（7月26日（日）～8月2日（日））及び、台湾研修（3月下旬）を行う
- ② 自らの意見を持ち、それを表現するとともに他人の意見をよく聞いて理解することのできる能力の育成のため、以下の国際理解教育関連活動に努める。
 - i) 毎年1月開催の大阪府高等学校国際教育研究会主催の「高校留学生の日本語による体験発表会」を北野高校国際交流委員会協賛で実施する。
 - ii) アジア近隣諸国との交流の拡充
 - ・日中友好協会からの短期留学生の受け入れ
 - ・台湾からの交流希望の実現等、他のアジア諸国との交流の拡充等

(4) 進路指導の方針

進学指導、就職指導のみに終わるのではなく、いかに充実した人生を送り、社会に貢献するかという視点に立って、キャリア教育を推進する。全教職員がそれぞれの場面で、次代の社会のリーダーとして活躍するにふさわしい人間教育をめざし、困難に背を向けることなくチャレンジ精神に充ちた人間、それに耐えうる強い身体と強い心を育むよう以下の点に取り組む。

- ① 生徒の興味・適性・希望に応じた進路保障の推進に努める。
- ② 年次別年間指導計画に基づき、生徒に主体的に進路を考えさせるように配慮するとともに、保護者との連絡を密に、理解と協力を得る。
- ③ 本校独自の進路指導資料の作成とその充実を図る。
- ④ 学級担任の進路指導が円滑に行えるよう各種情報の収集・整理に努める。
- ⑤ 各学年が進路指導を主体的に実践できるよう学年担当係との連携を密にする。
- ⑥ 就職希望者については、生徒の志望に即応するために就職担当を中心に、相談・指導・紹介に努める。
- ⑦ 高大連携等を進め、生徒の進路に関する理解を深め、高い志を持つよう、指導する。
- ⑧ 進路室をさらに整備し、その活用を図る。

<進路指導計画>

学年	時 期	内 容
1 年 次	4月上旬	オリエンテーション
	6月中旬	進路説明会（「進路参考資料」配付）
	9月中旬	知的世界への冒険
	10月上旬	進路適性検査実施（希望者）
	10月中旬	進路HR（教科登録と関連して） 「道 標」配付
	10月下旬	P T A主催模試
2 年 次	6月中旬	第1回 進路説明会（「進路参考資料」配付）
	10月中旬	進路HR（教科登録と関連して） 「合格体験記」配付
	10月下旬	P T A主催模試
	1月上旬	学力テスト
	2月上旬	第2回 進路説明会（学習計画参考資料配付）
3 年 次	4月上旬	第1回 校内模試
	4月中旬	第1回 進路説明会（進学参考資料配付）
	4月下旬	第1回 進路希望調査・就職指導開始
	7月下旬	P T A主催模試
	8月下旬	第2回 校内模試
	9月上旬	第2回 進路説明会（センター試験願書配付）
	9月中旬以降	公務員・就職試験
	9月下旬	センター試験願書回収・点検・送付
	10月中旬	第3回 進路説明会
	10月下旬	P T A主催模試
	10月下旬	第3回 校内模試
	11月下旬	第2回 進路調査
	1月上旬以降	私立大学出願
	中旬以降	センター試験・自己採点校内処理
下旬	国公立大学出願	
下旬以降	私立大学入試	
	2月下旬以降	国公立大学入試

（注 ・担任との連絡会は適宜行う。 ・校外模試については、適宜紹介する。）

(5) 人権尊重の教育の方針

国の「人権擁護推進審議会答申」、「大阪府人権施策推進審議会答申」の趣旨及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、生徒の発達段階や意識の実態を考慮し、豊かな人間形成の一環としての長期的見通しのもとに、教職員自らが人権尊重の精神を身に付けるとともに、すべての教育活動を通じて、違いを認め合い、自他の存在を尊重する生徒の育成に努める。特に、教職員の研修による資質の向上には力を入れるとともに、各教科・科目での実践に重きを置いて、指導を行う。

また、障がい者や在日外国人、男女平等並びに子どもの権利の問題等の指導についての共通理解を深め、人権尊重の教育を一層効果的に推進するよう努力する。

<人権教育計画>

- ① 教科・科目の授業を通じて、生徒に部落差別の歴史等を認識させるとともに、差別解消への態度・スキルを身につけさせるよう努める。
- ② 障がい者や在日外国人問題等について、それらの歴史的経緯や社会的背景を認識させ、人権尊重の教育を推進する。
- ③ ホームルームや、学年を対象とする映画鑑賞あるいは講演等を通し、人権に係わる諸問題への啓発に努めるとともに、学級・自治会・部の各活動において、個人を尊重し差別のない社会をめざす強い意識と行動力を育てる。
- ④ 進路保障の推進に努める。

(6) 健康管理と指導の方針

日常生活において健康・安全についての理解を深めさせ、生徒自らが積極的に実践するよう指導に努める。そのために施設・設備・用具の拡充・整備に努めると共に、その活用方法を研究改善し、自主的に体育活動を行う習慣を育成する。

健康管理の効果を十分収めるために、校医、保健主事、学級担任、部顧問、保健体育部、保健体育科教諭、養護教諭と生徒及び保護者間の密接な連絡を行うように努める。また、健康相談を充実させて、指導の適正を図る。

以上のために生徒保健委員会の活動を充実させ、実践方法を探究する。また学校保健委員会により定期的な点検を行う。

<学校保健安全計画>

保健学習は生徒の日常生活と密接な関係があることから、その知的理解と実践とが融合できるように計画し指導する。

【学校保健計画】

学校保健計画は、昨年度計画実施した結果の反省に基づき、学校環境衛生ならびに生徒・職員の疾病予防・安全及び生徒の学習能率向上を目標とし、学校保健法の趣旨に沿って計画したものである。職員・生徒が、それらの理解の上で自主的に活動し、また組織的活動によってより一段の効果をあげようように努める。さらに今日的課題である覚せい剤等薬物乱用防止、エイズ教育の推進のための啓発活動にも努める。

- ① 生徒の保健活動の指導計画
 - ・ 生徒保健活動の組織（保健委員会の編成）
 - (ア) 各学級男女各1名の学級保健委員
 - (イ) 学級保健委員による（各学年毎の）学年保健委員会
 - (ウ) 全学級の保健委員および生徒自治会保健部員よりなる生徒保健委員会
 - (エ) 学校保健委員会（構成員は校務分掌(12)に示す通り）
 - ・ 学級における保健活動は個人の健康・安全に対する習慣・態度の育成をめざす保健活動全般の基礎組織であるから、その活動を重要視し活発なものにする様に努める。
 - ・ 生徒の保健研究・活動の推進についてはホームルーム・生徒保健委員会・保健学習を通じて奨励指導し、健康・安全生活への関心を高める。
- ② 職員の健康管理計画
 - ・ 「大阪府立学校職員安全衛生規程」に基づいて、校内に安全衛生委員会を設置する。
 - ・ 衛生管理者を選任し、内科校医を健康指導医として、職員の健康管理に努める。

【学校安全計画】

安全教育・安全管理の両面から指導計画を立て、それに基づいて生徒の災害防止に万全を期すように努める。

① 安全教育計画

人間の生命の尊重、生徒の行動の規則とその理解、交通安全の知的理解、安全な学校環境、安全生活の反省、学校安全の認識及び日常の安全確保について必要な指導を行う。

② 学校環境の安全管理

- ・ 定期調査を実施して、破損箇所の早期発見に努め、施設・設備の維持保管に資する。
- ・ 校内巡視の励行、火気使用箇所の点検、電気設備・ガス設備の定期検査を実施するとともに、消火器を整備し、防火に万全を期する。
- ・ 防災計画を作成し、退避・消火・搬出その他実際の訓練指導を消防署の指導の下に行う。
- ・ 夜間・休業日等に火災等の災害が発生した場合は、教職員緊急連絡網により職員の緊急招集を行い、敏速に対処する。また、生徒在校の場合は、防災計画に従い、職員及び生徒はそれぞれの部署につき、災害を最小限度に防止するように努める。
- ・ 日常の清掃のほか、月1回定例の大掃除を行い、また、植樹や芝生・花壇等を整備して、環境の美化に努める。

③ 学校内外の生活の安全指導

安全教育・安全管理の両面から積極的に指導し、生徒の自主的活動とあいまって、万全を期する。

④ 校内における食事衛生の管理

校内の食事衛生に関しては、計画に基づき薬剤師を中心に環境衛生検査を実施するほか、次の諸点に特に留意する。

- ・ 食堂利用状況の調査
- ・ 教室・食堂における手洗場の完備
- ・ 手洗の指導と手洗場の完備
- ・ 食事の態度についての指導
- ・ 食堂の衛生管理 (7) 食堂従業員の健康管理・衛生指導
 - (イ) 食中毒に関する衛生管理
 - (ウ) 食堂諸設備の改善

⑤ 自転車などによる交通事故を一掃するため、交通ルールやマナーの指導を強化するとともに保護者との連携を一層密にして事故防止に努める。

⑥ 非常災害対策および教育活動中の事故防止対策を強化し、指導の徹底に努める。

<体育指導計画>

体育指導計画に当たっては、次のことに留意する。

- ① 年間体育指導計画を学校の実状と生徒の実態に基づき立案作成する。指導に当たっては、この計画に基づいて男女別、学年別に学習指導内容と時間配当を適切にし、運動技能の向上と体力の増強を図り、正しい姿勢・態度の養成、健康安全の指導等の効果を十分あげ得るよう配慮する。
- ② 体育科の指導内容を通じて運動の領域を精選し、技能の向上を図るとともに体力増強を図る。
- ③ 自由時間を活用して、自主的に体育運動を行う習慣を育成し、生涯体育の礎を培う。
- ④ 部活動及び体育的学校行事・校内各種競技会を技能・体力向上の機会として、体育科の指導

計画と関連性をもたせる。

- ⑤ 姿勢の悪い生徒の矯正指導を行うとともに、生徒各自が常に正しい姿勢を保持するように指導する。
- ⑥ 集団行動の指導内容として正しい歩行を指導する。
- ⑦ 要配慮の生徒やその他体育時の見学生徒に対しては、特に別途指導する。

(7) 学校組織の運営方針

これまでの伝統と実績を踏まえ、新たに指定されたSGH（スーパーグローバルハイスクール）、従来の進学指導特色校（グローバルリーダーズハイスクール）として、文理学科と普通科ともによりハイレベルな教育を目指して、生徒一人ひとりの様々な力の育成を図り、各自の高い目標が実現できるよう、教職員が一丸となって取り組む。

① 高い学力の育成

・授業の充実

生徒による授業評価と保護者による授業公開のアンケート結果を十分に活用するとともに、教員相互の授業見学を実施して授業力の向上を図る。さらにICTを活用した授業の実施に努める。

・自主的な学習とバランスの取れた学習の定着

生徒が自主的なバランスの良い学習をしっかりと行えるよう適切な指示・アドバイスに努める。

・個々の学習状況に応じた学習指導の実践

生徒が理解度や到達度に応じた学習ができるよう、土曜講座や高大連携の充実・活用を図る。

② 豊かな人間性の育成

・学校行事や部活動を通じた人間性の育成

学校行事や部活動を通して思い遣りや自主性などが育めるよう、より一層の充実を図る。

・自己発見・自己実現に向けたキャリア教育の充実

「職業ガイダンス」や「学部・学科ガイダンス」、さらには「知的世界への冒険」など、卒業生の支援のもとキャリア教育の充実を図る。

・教育相談活動の充実

生徒や保護者に対するきめ細かな教育相談ができるよう、情報の共有や体制づくりに努める。

③ 次代のリーダーとしての資質の育成

・議論する力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力の育成

授業を中心とする様々な学習活動の中で、自分の考えをまとめ表現できる力、相手の主張を理解し自分の意見を交えしっかりと議論ができる力の育成に努める。

④ 教職員の学校運営に係る体制づくり

・情報や課題を共有し、迅速に対応できる体制づくり

・学校運営の中心となる人材の育成

(8) 教員の研修方針・研修計画

- ① 職員会議は研修の場として重要であり、各校務分掌間の連絡を密にし、校務運営の円滑・充実を図り、教育に関する意識を新たにしよう活用する。
- ② 府教育委員会の実施する各種の研修はもとより、府立高等学校に関する研究会の主催する研究会等にできるだけ多く参加し、また学会・大学なども連絡をとり、新しい知識の吸収に努める。そのほか、年に2回以上学識経験者の講話を聞き、研修に資する。
- ③ 中途退学の防止、心の教育の充実、体罰の防止、個人情報保護・管理及びセクシャル・ハラ

メントの防止等については緊急の課題であり、機会あるごとに研修会をもつ。

<研修計画>

救急処置講習会	5月：AED、エピペン等を用いた体験型講習
情報管理講習会	5月：体験型講習
人権研修	12月：講師による講演
教育相談研修	1月：講師による講演